

所得控除一覧表

種類	概要
1 雑損控除	<p>次のいずれか多い金額</p> <p>①(損失の金額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×1/10)</p> <p>②(災害関連支出の金額－保険等により補填された額)－5万円</p>
2 医療費控除	<p>&lt;従来 of 医療費控除&gt;</p> <p>(支払った医療費－保険等により補填された額)</p> <p>－ [(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額] (限度額200万円)</p> <p>&lt;セルフメディケーション税制&gt;</p> <p>医療用から転用された特定成分を含む医療費の総額</p> <p>－ 12,000円 (上限額88,000円)</p>
3 社会保険料控除	支払った額
4 小規模企業 共済等掛金控除	支払った額
5 生命保険料控除	<p>①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合</p> <p>支払った一般生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料が</p> <p>ア 12,000円以下の場合 ..... 支払った保険料の全額</p> <p>イ 12,000円を超え32,000円以下の場合 ..... .....(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000円</p> <p>ウ 32,000円を超え56,000円以下の場合 ..... .....(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円</p> <p>エ 56,000円を超える場合 ..... 28,000円</p> <p>②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合</p> <p>支払った一般生命保険料又は個人年金保険料が</p> <p>ア 15,000円以下の場合 ..... 支払った保険料の全額</p> <p>イ 15,000円を超え40,000円以下の場合 ..... .....(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円</p> <p>ウ 40,000円を超え70,000円以下の場合 ..... .....(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円</p> <p>エ 70,000円を超える場合 ..... 35,000円</p>

	<p>③新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用する場合</p> <p>新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額(ただし、一般生命保険料の控除と個人年金保険料の控除の限度額は各28,000円)</p> <p>※①～③による各控除額の合計額が生命保険料控除限度額(限度額70,000円)</p>
6 地震保険料控除	<p>支払った保険料の額の2分の1(限度額25,000円)</p> <p>※従前の「損害保険料控除」は、短期・長期ともにすべて廃止されました。</p> <p>ただし、平成18年度末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については以下の経過措置が適用されます。</p> <p>&lt;経過措置&gt;</p> <p>保険始期が平成18年12月31日以前の長期損害保険(契約期間が10年以上で、かつ満期返戻金があるもの)について、対象になります。</p> <p>●払込金額が</p> <p>ア 5,000円以下の場合 …………… 払込額全額</p> <p>イ 5,000円超15,000円以下の場合 …………… 払込額の2分の1+2,500円</p> <p>ウ 15,000円超の場合 …………… 10,000円(限度額)</p> <p>○地震保険料控除と経過措置を併せて適用できる場合</p> <p>地震保険料控除の限度額(25,000円)が限度になります。</p>
7 障害者控除	<p>障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき ……………</p> <p>…………… 26万円</p> <p>(特別障害者については … 30万円)</p> <p>(同居特別障害者については … 53万円)</p> <p>※特別障害者とは、知的障害A・A級、身体障害1・2級、精神障害1級です</p>
8 寡婦控除	<p>納税義務者が寡婦である場合 …………… 26万円</p> <p>ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子を有する場合</p> <p>…………… 30万円</p>
9 寡夫控除	納税義務者が寡夫である場合 …………… 26万円
10 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合 …………… 26万円
11 配偶者控除	別掲の一覧表を参考にしてください
12 配偶者特別控除	別掲の一覧表を参考にしてください
	<p>●扶養親族(16～18歳、23～69歳)1人につき …………… 33万円</p> <p>ただし、扶養親族が19～22歳である場合 …………… 45万円</p>

13 扶養控除	<p style="text-align: right;">70歳以上である場合 ..... 38万円</p> <p>●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は 1人につき ..... 45万円</p>
14 基礎控除	33万円